

新潟県条例第41号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例
新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次の表のよう
に改正する。

（太枠部分は改正部分）

別表（第10条、第12条関係）				別表（第10条、第12条関係）			
施設名	使用時間等	使用料（円）	備考	施設名	使用時間等	使用料（円）	備考
調理実習室	午前後間日	3,430 4,340 3,890 10,500		調理実習室	午前後間日	3,190 4,020 3,600 9,730	
農産加工室	午前後間日	3,430 4,340 3,890 10,500		農産加工室	午前後間日	3,190 4,020 3,600 9,730	
畜産加工室	午前後間日	3,430 4,340 3,890 10,500		畜産加工室	午前後間日	3,190 4,020 3,600 9,730	
乳製品加工室	午前後間日	3,430 4,340 3,890 10,500		乳製品加工室	午前後間日	3,190 4,020 3,600 9,730	
宿泊室	宿泊室	(略)	1,600	宿泊室	(略)	1,500	
宿泊室	宿泊室	(略)	1,920	宿泊室	(略)	1,800	(略)
備考（略）				備考（略）			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者については、なお従前の例による。

